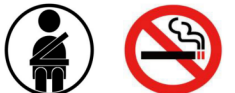


◇行程表◇ 交通事情等の事由によりご到着時間に変更になる場合がございます。

■8月23日(日) ◎昼食付 ★城崎マリンワールド満喫と城崎温泉散策 夏の癒し旅へ♪
【集合場所・時間】西友長岡店付近:消防署前(ご集合8:15 ご出発8:30)
西友長岡店=(京都縦貫道路/途中休憩)=★城崎マリンワールド(昼食と入園 約3時間)
* 昼食はマリンワールドの絶景レストラン<テラス>にてご用意! 昼食後マリンワールドをご満喫ください♪
=★城崎温泉街(温泉街自由散策 約90分) お買い物・食べ歩きなどお楽しみください
城崎温泉=(京都縦貫道路/途中休憩)=西友長岡店【19:30頃到着予定】
◎コースポイント:入園料と昼食付のお得プラン! めちゃ楽しい城崎マリンワールドと城崎温泉散策で癒されてはいかがですか?

■9月9日(水) ◎昼食付 ★奈良ミュージアムめぐり:奈良監獄ミュージアム by 星野リゾート・金魚ミュージアム・いきのミュージアム
【集合場所・時間】西友長岡店付近:消防署前(ご集合7:45 ご出発8:00)
西友長岡店=(京都縦貫道路・一般道)=★奈良監獄ミュージアム by 星野リゾート入館(たっぷり約2時間)
* 昼食は奈良ロイヤルホテルにて【牛すき・にぎり御膳】をご用意(約60分間)
=★五感で感じる! 金魚ミュージアム&いきものミュージアム入館(2館で約2時間/同じフロアです)
=★道の駅クロスウェイなかまちお買い物(約45分)=(一般道・京都縦貫道路)=西友長岡店【17:00頃到着予定】
◎コースポイント:今話題の『ミュージアム』めぐりと牛すき・にぎり御膳の昼食をお楽しみください♪

■集合・到着場所(西友長岡店・消防署付近) ■観光バスは、中型車 又は 大型車を利用いたします。
■食事条件:各コース 昼食1回 ■最少催行人数:25名様 ◎バス車内シートベルト着用・禁煙
■添乗員/ツーリストJAPAN:社員がご案内いたします(バスガイド同乗しません)
■詳細はご出発7日前頃にお渡しさせていただきます 《最終日程表》にてご確認くださいませ。
★両コース共に、施設側の都合により変更・中止となる場合もございます。



ご旅行条件 ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります

- 旅行代金に含まれるもの
- ①運賃:行程表に記載された区間の交通機関(船・バス等)
 - ②宿泊および食事代金/行程表に記載された内容
 - ③観光代金:行程表に記載された観光時のガイド代、入場料金
- 旅行代金に含まれないもの
- 前項の他は旅行代金に含まれません。
- ①個人的性格の費用・飲食代など
- お申込条件
- ①18歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
 - ②身体に障害のある方、健康を害している方はその旨お申下下さい。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- お申込方法と契約成立 旅行代金のお支払い
- ①ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と参加費のお支払いが必要です。当社が契約の締結を承諾し、参加費及び申込金を受領した時に契約は成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部として取扱います。
 - ②電話・郵便・FAX等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- 期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当社はご予約がなかったものとして取扱います。契約は、当社の承諾と上記の申込金の受領をもって成立するものとします。残金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日目に当る日より前にお支払いいただきます。
- 最終日程表
- 確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日目に当る日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付する事があります。尚、期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。
- 旅行契約内容 旅行代金の変更
- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。また、その変更に伴い旅行代金を変更する事もあります。
 - ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。尚、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- 取消料(お客様により旅行契約の解除)
- ①お客様はいつでも下記取消料を支払って旅行契約を解除する事が出来ます。ただし解除の連絡は当社又はお申込み店の営業時間内のみお受けいたします。
 - ②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消料になる場合も下記取消料をお支払いいただきます。
 - ③お客様の都合で申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされる時は、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
 - ④次の場合は取消料はいただきません。
 - (a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更保証金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
 - (b) 著しい経済情勢の変化による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当社が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当る日までに交付しなかったとき。
 - (e) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

解除の期日	取消料
旅行開始日の前日から起算して10日～8日前まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日～2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日 17時まで	旅行代金の40%
旅行開始日の当日 (旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始日後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- * 払戻期日 旅行開始前の解除・・・解除の翌日から起算して7日以内
旅行開始後の解除・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内
- 当社による旅行契約の解除
- 次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病氣、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。
- 最少催行人員
- 25名に満たない場合、旅行を中止する事があります。その場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当る日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。
- 旅程管理等
- 当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。
- 当社の責任
- 当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えた時はその損害を賠償いたします。
(お荷物の限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお1人15万円)
- お客様の責任
- 当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 特別補償
- 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上の被った一定の損害について補償金及び見舞金をお支払いします。
- 旅程保証
- 旅行日程に下記に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体上の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お1人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の5%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いいたしません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替える事があります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の合計金額が当初の合計金額を下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6) 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 旅行条件基準日 2026年7月20日現在の運賃・料金を基準としています。
- 契約締結の年月日 申込金の領収書(振込受領書)の発行をもってかえることとする。
- その他 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- このパンフレットは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

《お問合せ・お申込み》 (株) ツーリストJAPAN 長岡店
京都府長岡京市長岡2-2-35
滋賀県知事登録旅行業第2-296号
総合旅行業務取扱管理者 富田麻理
TEL 075-955-5500 10:00~19:00
定休日(水曜日)

【旅行企画・実施】
滋賀県知事登録旅行業第2-296号
(株) ツーリストJAPAN
滋賀県東近江市桜川東町520番
(一社) 全国旅行業協会 正会員
■利用予定バス会社: 滋賀中央観光バス㈱又は大阪観光バス(株)